

石川県公報

平成 25 年 5 月 16 日 (木曜日)

号 外

(第 41 号)

目 次

- 規 則**
○石川県警察職員定数条例の一部を改正する条例の施行
期日を定める規則 (警察本部) 1

規 則

石川県警察職員定数条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十五年五月十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十四号

石川県警察職員定数条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

石川県警察職員定数条例の一部を改正する条例 (平成二十五年石川県条例第二十四号) の施行期日は、この規則の公布の日とする。

